

乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の見直しについて (乳等省令及び告示370号の改正)

改正案の内容

- 乳等省令に規定されている乳製品(クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料)の器具又は容器包装の規格基準については、乳等省令から削除し、新たに、告示370号の器具又は容器包装の規格基準中、用途別規格に追加する内容として整備する。
- 乳等省令に規定が残る乳及び調製粉乳の器具又は容器包装の規格基準については、有害試薬を用いた試験法等の見直しや、使用できる合成樹脂の範囲の見直しなど、その内容を告示370号の内容と整合させる。

審議の予定

- 食品衛生分科会乳肉水産食品部会での改正案の審議
- 食品衛生分科会器具・容器包装部会での改正案の審議
- 食品安全委員会への改正案の諮問